

令和 7 年第 4 回桶川市農業委員会総会 議事録

令和 7 年 4 月 24 日（木） 午後 2 時から

場所：桶川市役所 3 階 会議室 305

【出席委員】 農業委員	1 青木孝一、2 新井淳一、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 植野成美、6 小峯健治、7 渋谷安弘、8 白根菊枝、10 原島貞夫
【欠席委員】	9 砂川富夫、11 渡邊富二
【傍聴人】	なし
事務局長	只今より、令和 7 年第 4 回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員 11 名のうち 9 名の出席があり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の 1「開会」を、青木会長職務代理にお願いします。
青木会長職務代理	（開会宣言）
事務局長	続きまして、次第の 2「あいさつ」を、青木会長職務代理よりお願いします。
青木会長職務代理	（あいさつ）
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 本来は会長に議長をお願いするところですが、本日は欠席ですので、青木会長職務代理に議長をお願いしたいと思います。
	（会長職務代理が議長に就く）
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の 3「議事録署名委員の指名」でございます。 2 番の新井淳一委員と、3 番の荒井昌和委員にお願いします。
議長	それでは、次第の 4「議事」に入ります。 第 1 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	農業委員会総会次第兼資料の 1 ページと、令和 7 年 4 月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。今月の農地法

	第 5 条の許可申請は、2 件です。農地法第 5 条の許可申請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権等の設定を行うものになります。 それでは、まず第 1 号件について説明いたします。 転用目的は、従業員駐車場（敷地拡張）となっております。 農地区分については 10ha 以上の一団の農地であることから、第 1 種農地と考えております。第 1 種農地は原則不許可となっておりますが、こちらの案件は、第 1 種農地の不許可の例外にある「既存の敷地の拡張（既存の敷地の 2 分の 1 を超えないものに限る）」に該当することから、農地法上の立地基準を満たすことができる案件となります。 隣地農地との境界についてですが、南側はコンクリートブロックを内積みし、北側には土留めのブロックとレッドロビンを設置する計画です。また、申請地には 24 台分の駐車スペースを設ける計画となっております。転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいければと思います。（資料をもとに説明） 事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の荒井昌和委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
荒井委員	それでは報告させていただきます。4 月 17 日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第 1 号議案第 1 号件について何か質問等ありますか。
議長	既存敷地のどこの部分に倉庫を建てるのか。
事務局	既存敷地の駐車場部分に建築予定となっております。
議長	他にございませんか。 無いようですので、お諮りします。 第 1 号議案第 1 号件について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。

議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1 号議案第 2 号件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第 1 号議案第 2 号件について説明させていただきます。 譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 本件は一時転用の案件になりますので、将来的には農地へ復元されることになります。一時転用の期間は最長 3 年間と決まっておりますが、この案件は許可日から 7 月 8 日までとなっておりますので、期間に問題はございません。 こちらは賃貸借権を設定する案件で、主な転用目的はべに花まつり用の駐車場です。申請地の隣接地でべに花の鑑賞畑の設置が予定されており、その来場者のための駐車場が必要とのことで、今回の申請に至っております。 転用面積は 473 m²で、土木シートを敷いた上に鉄板を敷き、駐車場として利用する計画となっております。駐車予定台数は 20 台となっております。 一時転用終了後の農地への復旧についてですが、べに花の開花時期が終了する 7 月に復旧工事を開始し、7 月 8 日までに完了する予定となっております。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございます。 それでは、現地調査班長の荒井昌和委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
荒井委員	4 月 17 日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございます。 それでは、第 1 号議案第 2 号件について、何か質問等ありますか。
議長	駐車場は足りているのか。
事務局	べに花まつりのときに大きな支障は出ていないと聞いております。
議長	他にございませんか。 無いようですので、お諮りいたします。

	第1号議案第2号件について、承認とのことによろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして次第の5「報告事項」に入ります。 事務局からお願いします。
事務局	それでは、農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出の専決処分を報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第4条の届出が1件となっており、転用目的は、アパート敷地となっており、農地法第5条の届出が4件となっており、転用目的は、住宅敷地が2件、店舗敷地が1件、公衆用道路が1件となっており、令和7年4月11日までに済んだ専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。
事務局	農地法違反の状況について、資料をもとに説明。 次に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。 次回の現地調査は、令和7年5月16日（金）の午前9時から、第2班が行いますので、市役所2階の会議室201にお集まりください。 また、次回の農業委員会総会は、令和7年5月23日（金）の午後2時から、市役所3階の会議室304で行いますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	会長職務代理ありがとうございました。 それでは、青木委員に閉会をお願いいたします。

青木委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後 2 時 3 0 分
------	--------------------------